

# 糸島市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者募集要項

## 1. 募集概要

### （1）目的

本市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施します。

本要項は、令和8年度の事業の実施に際して、実施事業者の認可等について必要な事項を定めるものです。

### （2）開始日について

事業開始日は、令和8年8月1日とします。

なお、事業開始に伴い、やむを得ない理由により、令和8年8月1日からの開始が困難な場合は、個別に協議のうえ決定します。

ただし、利用希望者との面談については、令和8年8月1日より前でも認可後であれば随時実施してください。

### （3）実施事業者

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業所、届出保育施設、児童発達支援センター（以下「実施施設」という。）であって、糸島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める条件を満たすもの。

### （4）応募要件

次に掲げるすべての要件を満たしていることが必要です。

①応募時点において、糸島市内で1年以上、実施施設を運営するもので、任意の時間において利用対象者を、一般型（専用室独立実施）で3人から6人、一般型（在園児合同実施）及び余裕活用型で1人から6人受け入れることのできる事業者であること。

ただし、保育所、認定こども園、小規模保育事業所が応募する場合には、原則、利用定員を下げることは認められません。

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与していないこと、また役員、理事又は事業所等の代表が、糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

- ③明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援制度を提供することにより、利用乳幼児が心身共に健やかに育成されることを保障すること。
- ④安定的な経営、その他を適正に履行する見込みがあること
- ⑤本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力するものであること

※また、応募する事業者が社会福祉法人及び学校法人以外の事業者の場合は以下⑥～⑩の条件についても満たしていること。

- ⑥直近の会計年度において、事業全体の財務状況について3年以上連続して損失を計上している事業者でないこと。なお、3会計年度経過していない事業者については、過去に黒字の年度があること。
- ⑦不動産の貸与を受けて設置する場合は、安定的に賃借料を支払いうる財源が確保されており、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1,000万円以上を通預金等により保有していること。
- ⑧乳児等通園支援事業の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))が社会的信望を有すること。
- ⑨実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- ⑩児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

## 2. 事業内容

### (1) 対象児童について

対象児童は、0歳6か月～満3歳未満（3歳の誕生日の前々日までのことを指します）までの保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所及び企業主導型保育事業所に通っていない糸島市内に居住する児童です。

### (2) 事業の実施方法

事業の実施方法は、次のいずれかとします。

ア：一般型（在園児合同実施）

保育所等の定員とかかわりなく定員を別に設け、在園児と合同で受入れを行います。

イ：一般型（専用室独立実施）

保育所等の定員とかかわりなく定員を別に設け、在園児とは別室で受入れを行います。

ウ：余裕活用型

定員の範囲内で既存の職員配置で在園児と合同（同じ部屋）で受け入れを行います

### (3) 一般型乳児等通園支援事業所の基準について

#### ア. 設備基準

##### (ア) 施設規模

		0～1歳	2～満3歳未満
設備運営基準	乳児室	1.65 m <sup>2</sup> /人	—
	ほふく室	3.30 m <sup>2</sup> /人	
	遊戯室又は保育室	—	1.98 m <sup>2</sup> /人
	便所	認可定員に見合う設備及び面積	
	その他	保育遊具、必要な医薬品等	

##### (イ) 保育室等について

- ① 0歳児を合同保育室で保育する場合は、ベビーゲート等で他年齢児と保育スペースを区画し、安全性に十分配慮した設計としてください。
  - ② 園児が安全・安心して過ごすため、保育従事者が保育しやすいレイアウトにしてください。(動きやすい動線、園児に目が届きやすい等)
- ※他の施設・事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を行う事業所においては、既に実施している通常保育や一時保育事業、又は他事業等の職員配置や面積基準等の要件を満たしたうえで、乳児等通園支援事業の基準を満たすようにしてください。

#### イ. 職員配置基準

項目	基準内容
職員要件	保育士
配置基準	乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満児6人につき1人以上 また、乳児等通園支援従事者は常時2名を下ることは出来ません
保育士割合	配置基準上必要な職員の半数以上は、保育士とします。

※他の施設・事業と一体的に一般型乳児等通園支援事業を行う事業所において、以下のいずれかに該当する場合は、専ら一般型乳児等通園支援事業に従事する者の数を1人とすることができます。

- (ア) 一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者が保育士であるとき。
- (イ) 一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

#### (4) 事業内容等について

##### ア. 利用時間

こども一人あたりの利用可能時間は月 10 時間までとします。

##### イ. 実施日・開所時間

実施日、開所時間については、ニーズや受入態勢を鑑み事業実施者にて適切に設定してください。なお、利用申込受付や利用時間の記録等については、国が web 上で運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」を利用する必要があります。

なお、同システムにおける推奨環境及び接続環境は以下のとおりです。

##### 【システム利用推奨環境】

端末	OS	OSバージョン	ブラウザ（最新版）
PC	Windows	Windows10/11	Microsoft Edge Google Chrome
タブレット	Android	Android15. x /14. x	Google Chrome
タブレット	iPadOS	iPadOS18. x	Safari
スマートフォン	Android	Android15. x /14. x	Google Chrome
スマートフォン	iOS	iOS18. x	Safari

##### 【システム利用 接続環境】 インターネット接続

##### ウ. 保育内容

本事業の実施者は、実施方法等に応じて適宜次の（ア）～（エ）を参考とし、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することに努めなければなりません。

（ア）保育所保育指針

（イ）幼保連携型認定こども園教育・保育要領

（ウ）幼稚園教育要領

（エ）こども誰でも通園制度の実施に関する手引

##### エ. 食事の提供

食事の提供の有無については、乳児等通園支援事業者が判断するものとします。ただし、特に離乳食の提供体制や体調不良など、個々の状況に応じた対応が可能かどうかについて、乳児等通園支援事業者において十分に検討を行ってください。

##### オ. 利用料等

こども一人 1 時間あたり 300 円です。利用料は、実施施設が利用者（保護者）から直接徴収します。なお、利用料以外に、必要に応じて実費徴収（給食代、おやつ代等）の費用負担を保護者に求めることは可能です。

#### カ. 安全計画の策定等

本事業の実施者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、次の（ア）～（工）を参考とし、乳児等通園支援事業における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

（ア）利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければなりません。

（イ）職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければなりません。

（ウ）利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければなりません。

（エ）乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとします。

#### キ. こどもの育ちに関する計画等

「こども誰でも通学制度実施に関する手引」を踏まえ、児童の育ちに関する計画や記録を作成してください。

#### （5）給付費等

令和8年度における、子ども一人あたりの単価や加算については以下のとおりです。

区 分 (年齢は当該年度の4/1基準)		単価 (こども1人1時間当たり)	
単価	0歳児	1,700円	
	1・2歳児	1,400円	
加算	障がい児加算	600円	
	医療的ケア児加算	2,500円	
	要支援家庭のこども加算	600円	
	生活困窮家庭等負担軽減加算※	(生活保護世帯) 上限 300円	
		(非課税世帯等) 上限 200円	
	初回対応加算 0歳児	(1回あたり) 1,700円	
	初回対応加算 1・2歳児	(1回あたり) 1,400円	
保護者支援面談加算	(1回あたり) 1,400円		

※生活保護世帯や非課税世帯に対する減額を行った場合、軽減額を加算して実施施設に支払うことになります。

### 3. 申請手続き

#### (1) 募集期間

①認可申請にかかる事前相談：令和8年4月3日（金）まで

※随時受付を行っております。

途中段階で構いませんのでなるべくお早めにご相談下さい。

②認可申請にかかる書類提出：令和8年4月17日（金）17時まで

※提出期限に遅れた場合は、令和9年度からの事業開始となる恐れがありますのでご留意ください。

#### (2) 提出書類

次に掲げる書類について、正副2部提出してください。

なお、提出された書類は返還しません。

①乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書

②乳児等通園支援事業計画書

③誓約書（兼役員等名簿）

④乳児等通園支援事業 収支予算書

⑤職員体制一覧表

※その他、添付書類一覧に記載している必要書類

#### (3) 応募上の注意事項

①事業者募集に関する説明会は実施しません。

②申請に要する経費は、すべて申請者の負担となります。

③申請者から提出された事業計画書等申請に係る書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、事業者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出された書類については、個人情報保護法及び関係法令の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

④申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

⑤応募書類の提出は、窓口への持参のみとし、郵送による受付は行いません。

⑥受付後に、追加で資料等の提出を求められることがあります。

#### (4) 認可決定時期

令和8年5月下旬頃（予定）

認可決定後、市より通知します。


(5) お問い合わせ・提出先

事業及び本要項にかかるお問い合わせは、下記メールアドレスにメールにてお問い合わせください。

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目一番1号

糸島市 子ども教育部 子ども課 保育園・幼稚園係

 092 (332) 2074

FAX 092 (321) 1139

Mail [kodomo@city.itoshima.lg.jp](mailto:kodomo@city.itoshima.lg.jp)